

告示

埼玉県告示第千三百三十三号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和二年十一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇〇七―七九―二号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県和光市南一丁目二千五百三十七番地一 他三百十三筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 五千三百八十八立方メートル